

## 自主防災組織主体の防災訓練が金城小学校で実施されます

【主催：大藪町自主防災会、共催：金城学区連合防災会】

**<この防災訓練の重要ポイント>**  
 実際の避難所生活では、**避難する人々が自分たちで運営を行う**必要があります。市や施設はそれを支援することとなります。  
 そこで今回の訓練では、**自主防災組織が主体**となり、避難所運営訓練を行います。参加することで、**自分や家族、自治会や自主防災組織は、何をすればいいのかわかる良い機会になる**と思います。



▶(他の地域にお住いでも)誰でも参加OK!  
 ▶いざという時のために、みんなで参加しよう!  
 災害時に慌てず行動するためには、日頃から防災対策に取り組んでおくことが重要です。次のとおり、防災訓練が実施されますので、ご家族・地域の皆さん一緒に、ご参加ください。  
**日時** 9月16日(月・祝) 9:00~10:30  
 ※「8:15に震度7の地震が発生し、避難開始」という想定。

**場所** 金城小学校(大藪町)グラウンド、体育館  
**主な訓練内容** 避難所運営訓練、起震車体験、給水体験、防災グッズづくり訓練 など

**注意事項**  
 ※災害を想定した持ち物・服装でご参加ください。  
 ※上履きやくつ袋、飲み物は各自でご準備ください。  
 ※駐車場はありませんので、自転車か徒歩でお越しください。  
 ※来場した際は、受付(9:00~)をしてください。

## 防災屋外放送設備を利用した放送ができるようになります

**放送できる内容**  
 ▶市の行政情報に関すること  
 ▶学校、公民館、自治会などからの連絡事項  
 ▶イベントの中止など市民に影響が生じる連絡事項  
**放送時間** 8:00~19:00  
**対象** 市立小・中学校長、自治会長・連合自治会長、自主防災組織の長、学区単位の公共的組織・団体の長、消防団長・分団長  
**申込方法** 「一般放送要請書」と「希望する放送内容の原稿」を事前(放送希望日の2週間前まで)にエフエムひこねコミュニティ放送(株)に提出してください。  
**申込開始日** 9月2日(月)

**注意点**  
 ▶災害時の放送や試験放送が優先されます。  
 ▶放送時間は概ね1分以内で、簡潔な内容にすること。  
 ▶必要な情報を放送するものとし、不必要な内容を含まないこと。  
 ※放送内容が、次のいずれかに該当する場合、放送をお断りします。  
 (1) 私的な利用および内容  
 (2) 営利目的の利用および内容  
 (3) 政治活動および政党活動に関すること  
 (4) 宗教活動に関すること  
 (5) 公序良俗に反すること  
 (6) その他市長が不適切と判断するもの

問い合わせ先 危機管理課 ☎30-6150、FAX23-1777

**市立病院 地域連携紹介患者専用窓口を設置します**  
**設置日** 9月20日(月)  
 他の医療機関からの紹介で、当院の地域医療連携室より受診の予約をされた患者さんに、受付順などを一部優先的に受診していただけるようになります。  
**優先される内容**  
 ▼初診受付順(専用窓口)  
 ▼診察の呼び込み順  
 ▼検査順(血液検査・レントゲンなど一部のみ)、会計受付順(専用窓口)  
 当院への紹介を希望される際は、かかりつけ医などに「地域医療連携室経由で紹介を希望します」とご相談ください。

**中山投棄場への埋立ごみ搬入には搬入許可書が必要です**  
**中山投棄場へ埋立ごみを搬入する場合は、雨清掃センター、衛生生活環境課(彦根駅西口仮庁舎3階、支所、各出張所のいずれかで搬入許可書を申請し交付を受けてから、搬入していただくようお願いいたします。**  
**中山投棄場へ埋立ごみを搬入する場合は、雨清掃センターへお問い合わせ先** 雨清掃センター ☎22・2734番、FAX24・7787番

**固定資産税の税額を計算するために、雨税務課の職員が建物の調査に伺います。**建物の外観とともに、各部屋も拝見しますので、建築主か、家族のどなたかの立ち会いをお願いいたします(調査時間は、30分~1時間程度)。  
 調査の際に、建物の平面図・立面図や仕様・設計書、建築確認申請時の図面などをご用意いただくと、より短時間で正確な調査ができます。  
**留守がちなお宅は、事前に都合のよい日をお知らせください。**調査日時を調整します。  
**家屋の取り壊しや用途変更をした人は届出を** 家屋を取り壊したときや、用途を変更した場合(事務所・店舗を住宅に改装、別荘に居住開始をするなど)は、速やかに届けてください。  
**届出先** 雨税務課 産税係 ☎30・6138番、FAX22・1398番

**屋外広告物の許可申請**  
 屋外広告物を表示・掲出する場合は、設置する地域や広告物の種類などによって、あらかじめ市へ許可申請が必要です。  
 彦根市屋外広告物条例の基準や彦根市景観計画などを確認し、周辺地域の景観に調和するように計画を検討しましょう。  
 本来許可が必要な屋外広告物が許可を受けていない場合は、手続きを行ってください。相談も受け付けています。  
**屋外広告物の安全管理**  
 看板が屋外に長年設置されて老朽化すると、落下や倒壊などの危険性があります。所有者・占有者が責任を持って、定期的な安全点検を実施してください。  
**問い合わせ先** 雨都市計画課

**彦根休日急病診療所 9・10月の臨時休診日**  
 彦根休日急病診療所は、勤務医師の負担軽減のため、9月・10月の日曜日の診療を臨時休診とします。  
 この期間にかかわらず、彦根中央病院では、土・日曜日に診療を行っているため、ご利用ください(診療科により受付時間が異なるので、彦根中央病院 ☎23・1211番までお問い合わせください)。  
**休診日** 左表のとおり

|     |       |        |          |          |          |          |        |
|-----|-------|--------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 9月  | 1日(日) | 8日(日)  | 15日(日)   | 16日(月・祝) | 22日(日)   | 23日(月・祝) | 29日(日) |
|     | 休診    | 休診     | 休診       | 診療       | 休診       | 診療       | 休診     |
| 10月 | 6日(日) | 13日(日) | 14日(月・祝) | 20日(日)   | 22日(火・祝) | 27日(日)   |        |
|     | 休診    | 休診     | 診療       | 休診       | 診療       | 休診       |        |

**問い合わせ先** 雨健康推進課 ☎24・0816番、FAX24・5870番